

【表】安全方針の取り組み時におけるPDCAサイクルを回すプロセス

Plan	「関係法令等の遵守」、「安全最優先の原則」、「安全管理体制の継続的改善」を盛り込んだ安全方針を策定する
Do	安全方針の周知を効果的に行う
Check	安全方針に関する理解度および浸透度を定期的に把握する
Act	理解度および浸透度の把握結果を踏まえ、必要に応じて、安全方針の変更や周知方法を見直す

出典：国土交通省「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン ～輸送の安全性の更なる向上に向けて～」(平成29年7月)より東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

運輸安全マネジメント制度は、2006年10月の導入から10年を経過していますが、業界の安全性向上のために運送事業者は、引き続き安全管理体制の改善に取り組んでいかなければなりません。

運輸安全マネジメント制度の軸である、「安全管理規程に係るガイドライン」14項目についてシリーズで紹介しています。今回は「安全方針」をテーマに、I. ガイドラインに示されている取り組み、II. 取り組み事例、III. 運行管理者としての関わり方について東京海上日動リスクコンサルティング株式会社の進藤恵介主任研究員に解説してもらいます。

安全管理規程に係るガイドラインの14項目(①～⑭)ほか

序 論	・運輸安全マネジメント制度の概要 ・運輸安全マネジメント制度による成果 等
①経営トップの責務	・関係法令等の遵守と安全最優先の原則の内部徹底 ・輸送の安全に必要な人員や設備等の確保 等
②安全方針	・安全方針の策定 ・安全方針の周知 等
③安全重点施策	・輸送の安全確保に関する目標 ・目標を達成するために必要な取組計画 等
④安全統括管理者の責務	・安全管理体制の構築及び取り組みの立案 ・実施・安全重点施策の進捗管理 等
⑤要員の責任・権限	・役割 ・権限に関する明確化の事例 等
⑥情報伝達及びコミュニケーションの確保	・縦断的、横断的な情報の共有 ・外部に対する情報の公表 等
⑦事故、ヒヤリハット情報の収集・活用	・事故、ヒヤリハットの収集 ・収集した事故、ヒヤリハットの活用 等

⑧重大な事故等への対応	・重大事故等への対応手順 ・対応訓練の実施 等
⑨関係法令等の遵守の確保	・関連する法令 ・法令遵守状況の確認 等
⑩安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等	・管理者、従業員への教育 ・教育の有効性、効果把握 等
⑪内部監査	・監査計画の策定 ・内部監査要員の教育、訓練 等
⑫マネジメントレビューと継続的改善	・マネジメントレビュー実施体制、方法の確立 ・継続的な改善事例 等
⑬文書の作成及び管理	・文書管理のポイント、手順 ・関係法令等により義務付けられている文書 等
⑭記録の作成及び維持	・記録作成のポイント ・関係法令等により義務付けられている記録 等
まとめ	・安全文化の構築 ・運輸安全マネジメントの定着に向けて 等

出典：国土交通省「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～」(平成29年7月)より東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

I. 安全方針は分かりやすく簡潔に策定して意思統一

はじめに、「安全方針」についてガイドラインに示されている取り組みを確認しましょう。

ガイドラインでは、安全方針の取り組み時におけるPDCAサイクルを回すプロセスが示されています【表】。最初のステップである安全方針の策定(Plan)に

あたっては、効果的に周知徹底を図るためにも誰にでも分かりやすい、簡潔な表現とするのがよいでしょう。また、安全に関して全社員の意思統一を図るためにも、盛り込む内容が事業者として当然の内容であっても、方針として明記するようにしましょう。

II. 現場の声も踏まえて周知方法を見直し

次のステップである安全方針の周知(Do)や理解度・浸透度の把握(Check)、見直し(Act)は、どのように取り組めばよいのでしょうか？

ここでは、海運における安全方針の周知方法の見直しに関する事例を紹介します。

●安全方針の周知方法見直しに向けた取り組み事例(宮崎カーフェリー株式会社の事例)

取り組みに至った経緯、課題	安全方針の周知については、訪船活動の際の周知のほか、社内(事務室・会議室)および船内(事務室など)への掲示で実施していたが、「船内には多くの掲示物があるため、他の掲示物に埋もれてしまい安全方針に気がつかない」といった意見が乗務員から寄せられた。
取り組み内容	・安価かつ簡単に実施できる対策として、安全方針を記載する紙の色を変えて掲示し、目立たせた。 ・また、安全方針は繰り返し発信することが不可欠であるため、今後も必要に応じて色を変えることにより、安全方針への注目度を維持していくことを検討している。 ・安全方針の周知度については、本社職員が極力訪船の機会を持ち、確認している。
取り組みの効果	安全方針の周知がマンネリ化することなく、継続して安全意識の向上が図られている。

出典：国土交通省「運輸安全取組事例 No.70 宮崎カーフェリー株式会社 安全方針の周知における形骸化防止」結果を活用した安全文化の醸成
 (http://www.mlit.go.jp/common/001081839.pdf)より東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

現場の意見をうまく吸い上げ安全方針の周知方法を見直すことで、継続的な安全意識の向上を図った好事例といえます。またこの事例では、安全方針の周知方法として掲示という手段をとっていましたが、その他にも安全方針を記載したカードを作成、配布するなどの手段もあります。実践できる手段を検討して、できることから始めましょう。

III. 運行管理者が中心となって安全方針の浸透・定着を推進

最後に、運行管理者はどのように関わればよいのでしょうか？ 運行管理者の立場ならば、安全方針の周知(Do)や理解度の把握(Check)といった「ステップ」に関与することができます。

周知については、乗務前点呼時の唱和や安全教育を通じて実施できるでしょう。さらに安全教育の場で、策定の背景や守らない場合のリスクについて併せて説明すると、より理解が深まります。また理解度の把握

では、面談や安全教育後の理解度テストなどがあげられます。規模が小さい組織の場合、「面談」であれば負担は少なく、一方で規模が大きい組織であれば、「安全教育後の理解度テスト」を実施した方が効率的なため、規模により手段は異なると考えられます。

周知や理解度把握にはさまざまな手段がありますが、どれを実施する場合でもドライバーとの接点が多い運行管理者が中心となって取り組むべきでしょう。